

医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業（医療機関・薬局等 感染拡大防止対策支援事業費補助金）に係る実績報告について

秋田県健康福祉部医務薬事課

1 概要

申請書に記載した事業計画について、予定した事業が全て完了（予定した支出等が全て完了）した後に、その実績を報告する必要があります。

2 報告期限

補助事業完了後1か月以内（交付申請時において既に事業が完了している場合には、交付決定の日から1か月以内）又は令和3年3月31日のいずれか早い日まで

なお、上記期日までに実績報告を行わなかった場合には、交付決定額全額を県に返還していただく場合があります。

3 提出先

〒010-8570 秋田県秋田市山王四丁目1番1号 医務薬事課 政策・地域医療班あて

4 報告内容

(1) 報告様式「医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業実績報告書」

- ・ 日付は、上記報告期限内の日付としてください。
- ・ 住所、施設名、管理者職氏名は、交付決定通知書と同じ記載にしてください。

(2) 別紙「経費精算額調書」

(3) 支出内容とその金額が証明できる領収書、振込額がわかる資料（通帳の写し等）等

- ・ 上記の証拠書類に、支出内容（商品の名称等）が記載されていない場合には、支出内容が明記されている書類（明細書等）も併せて添付してください。
- ・ 証拠書類の日付が、令和2年4月1日～令和3年3月31日以外のものは、証拠書類として受理できません。
- ・ 証拠書類は写しで構いません。
- ・ 上記の他に対象となる証拠書類については、厚生労働省で検討中です。追加情報は、県公式ウェブサイト（8 報告様式等の掲載先）に掲載します。

(4) 本補助事業の実施により収入が発生した場合には、本補助金以外の寄付金・その他の収入を証明できる書類

5 留意事項

(1) 対象経費について、本事業の目的に則し、かつ交付決定額の範囲内であれば、交付申請時と実績報告時とで、対象経費の増減や、対象経費の内容に変更があっても支障ありません。

（例：交付申請時は全て需用費であったが、実績報告時は全て委託料等）

(2) 次の場合、実績報告に基づき、交付決定額の一部を県に返還してもらうことがあります。

- ① 実績額が交付決定額に満たなかった場合（差額分返還）
- ② 対象外の経費が含まれていた場合（対象外分返還）
- ③ 支出を証明する書類が不足していた場合（その金額分返還）

- (3) 支出内容について、県から問い合わせをする場合があります。
- (4) 適正に実績報告をし、(2) で掲げる返還等が生じない場合には、県から通知等はありません。

6 補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額について

(1) 補助事業終了後に、消費税及び地方消費税の確定申告により本補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、報告様式「消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書」により、速やかに(遅くとも令和4年3月31日までに) 報告する必要があります。なお、この補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還いただきます。

(2) 返還額がない場合（仕入控除税額が0円の場合）

次の①～⑤のいずれかに該当する場合は、返還額は生じません。(0円である旨の報告が必要。)

- ① 消費税の申告義務がない。※免税事業者（例：基準期間（法人の場合は前々事業年度）における課税売上高が 1,000 万円以下の事業者）
- ② 簡易課税方式で申告している。
- ③ 公益法人等（消費税法別表第三に掲げる法人）であり、特定収入割合が 5%を超えている。
- ④ 補助対象経費が人件費等（委託による人件費は課税仕入）の非課税仕入のみである。
- ⑤ 補助対象経費に係る消費税等を、個別対応方式において、「非課税売上のみ」に要するものとして計上している。

(3) 返還額がある場合（(2) に該当しない場合）

返還額の計算方法等については、県公式ウェブサイトに掲載している「返還額算出シート」を御活用ください。

(4) 証拠書類（添付書類）等について

- (2) の①、④ ⇒ なし
- (2) の② ⇒ 「確定申告書」の写し
- (2) の③ ⇒ 特定収入の割合を確認できる資料（特定収入割合の計算表等）
- (2) の⑤、(3) ⇒ 「確定申告書」及び「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し、返還額の算出資料（返還額算出シート等）

※ (2) の場合、返還額がない理由を報告様式内に記載してください。

記載例： ●●●であるため、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額がない。

7 その他

補助金の交付を受けて備品等を整備した場合、一定の期間は、譲渡、貸付、担保に供するなど自由に処分することができません。処分する場合には、厚生労働省の承認を得る必要があります。処分検討時は、必ず県の担当にお問い合わせください。

8 報告様式等の掲載先

次の県公式ウェブサイト内に掲載しています。(サイト内検索で「51349」(半角数字)と検索。)

<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/51349>

9 問い合わせ先

秋田県健康福祉部 医務薬事課 政策・地域医療班

TEL：018-860-1406 FAX：018-860-3883 E-MAIL：akitaimu@mail2.pref.akita.jp